

パートタイム労働者・有期雇用労働者



勤務時間

9:00-16:00

食事手当
無

通勤時間

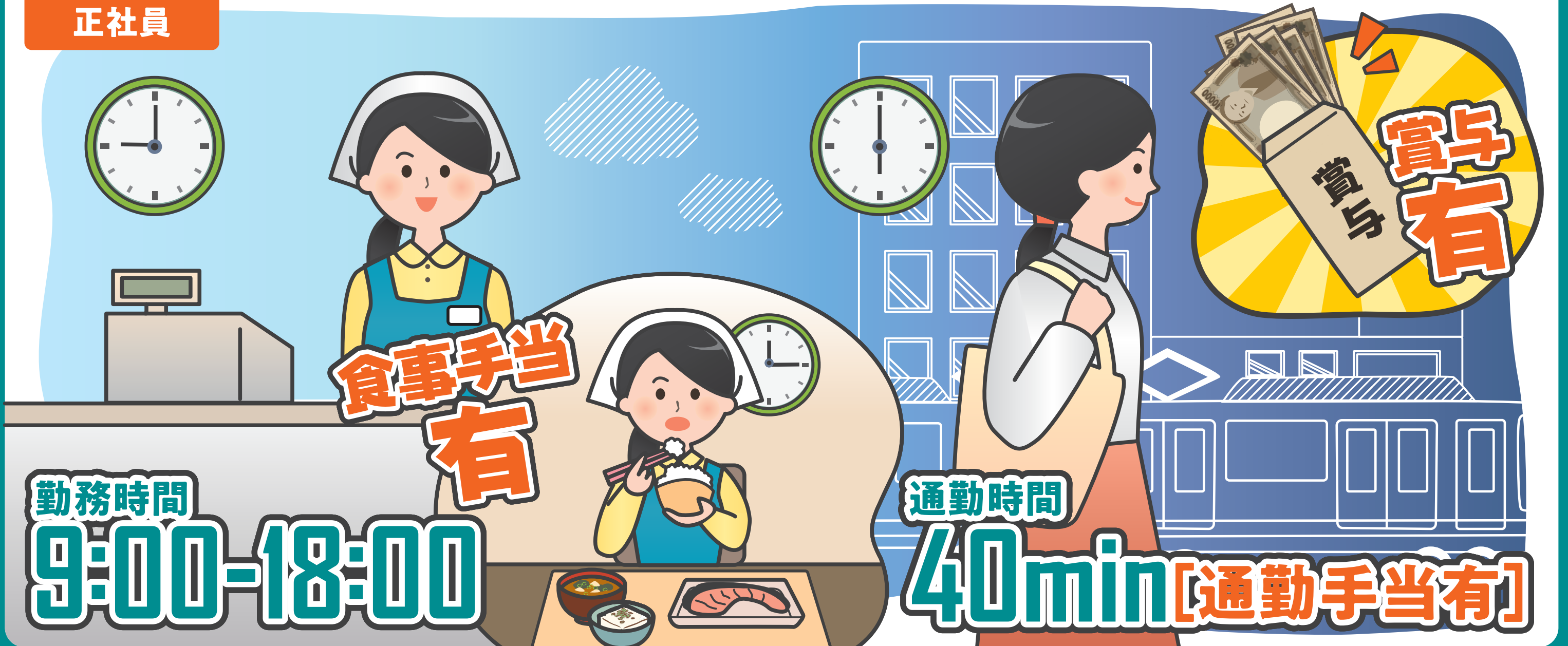
40min [通勤手当無]

パートタイム・有期雇用労働法2020年4月1日施行

..... 中小企業は2021年4月1日適用

正規雇用と非正規雇用の 不合理な待遇差は禁止です!

正社員



勤務時間

9:00-18:00

食事手当
有

通勤時間

40min [通勤手当有]

非正規雇用労働者は**正社員との待遇差について事業主に説明を求めることができるようになります。**

解説

基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の性質や目的に照らして、不合理な待遇差を設けてはなりません。待遇に違いがあった場合、その違いが「不合理ではない」ことを説明できるようにしなければなりません。



問い合わせ・相談先

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

ポータルサイトでも情報を提供しています。 <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp>

職場でのトラブル解決援助を求める方へ

不合理な待遇差について、
裁判外紛争解決手続(行政ADR)の対象になります。